

【相談内容】

No118. 定期点検時の溝橋の取扱いについて

- 『橋長 2 m 以上で土被り 1 m 以上のボックスカルバート』はどのように取扱うべきか？
- 橋となるのか、大型カルバートとなるのか、道路構造物（橋）ではなく例えば農業用排水路等状況によって判断すればよいとなるのか？
- 『橋長 2 m 以上で土被りが 1 m 以上のボックスカルバート以外』であれば、橋として点検を行うべきと考えて良いか？

【助言内容】

- 溝橋（ボックスカルバート）の取り扱いについては「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）」（以下、参考資料）発出のとおりで、「橋長 2 m 以上で土被り 1 m 以上のボックスカルバート」は、ボックスカルバートとなる。
- 構造体の底版部が無く、脚形状となっていれば道路橋となる。
- また構造体の底版部が接続されて箱形の形状となっていれば、溝橋（ボックスカルバート）となる。
- なお、定期点検時に構造物の状態把握において、道路橋は、定期点検要領に「道路橋毎の健全性の診断を行うにあたって、近接目視で把握できる範囲の情報では不足するとき、触診や打音検査等も含めた非破壊検査等を行い、必要な情報を補うのがよい。」とあるが、溝橋（ボックスカルバート）は、参考資料に「内空でのコンクリート片の落下が第三者被害につながらないと判断してよいものが想定されていることから、この観点についてであれば内空面での打音・触診の実施の必要はない。」という記載になっている。